



# カキプロ住宅設備機器 延長保証サービス



Housing Equipment

## Warranty

Innovation for Well-being  
SOMPOワシティ



### 延長保証サービスとは

住宅設備延長保証サービスとは、メーカー保証期間終了後もメーカー保証とほぼ同等の保証をご提供するサービスです。保証期間中に発生した商品の対象故障について、無償修理サービスをご利用できます。※詳しくはサービス規程を参照ください

### 保証対象

**【自然故障】** 対象各製品の取扱説明書記載の通常使用で発生する故障

ガスコンロ・IHクッキングヒーターの焼き網・ロースターパッキン・フィルター・電池などの消耗品は対象外となります。

### 延長保証のポイント

最長サポート  
**10年**

修理代  
**0円**

期間中  
**何度でも**

**24時間**  
365日

手続き  
**簡単**

### 保証期間

保証期間はメーカー保証期間を含む、最長10年間となります。

メーカー保証が複数年ある場合や部品により保証期間が異なる場合でも、保証終了日はメーカー保証開始日より10年間（10年保証の場合）となります。



### 保証上限

保証上限は、製品の購入金額が上限となり、1回の修理金額が保証上限を超えないかぎり、何度でも保証サービスをご利用いただくことが可能です。（経年による減価はございません。）

### 全損時対応

一度の修理見積もりが保証上限を超過する場合には、全損扱いとなります。全損時には購入金額を上限に代替品が提供されます。（但し代替品が提供された場合には、その製品の保証は終了いたします。）

### 主な対象外

- ・人災や天災に起因する製品の故障の場合（破損・火災・水濡・雷・盗難・ウイルス等）
- ・消耗品等が原因の故障の場合（バッテリー・電池等）
- ・故障によって生じた経済的損害や二次災害等。



## 対象製品

### ・基本パッケージプラン

【ホームアシスタンスサービス（水・かぎトラブル応急サービス）付帯】

エコキュート or 給湯器

ガスコンロ IH クッキングヒーター

24 時間換気システム



### ・オプション対象品目

エアコン

ビルトインオーブン

食器洗乾燥機

レンジフード



多機能便座

化粧台

浴室乾燥機



## 水・かぎトラブル 応急サービス(10年サポート)



### 水まわりのトラブル 応急サービス

受付可能時間 24時間365日受付

#### 概要

サービスの対象となる居住建物内（専有・占有部分）の水まわりトラブル時に、水漏れを止めるための応急処置などを、無料で行います。

\*本修理の費用や、部品交換が必要な場合の部品代はお客様負担となります。

こんな時に  
お役立ち!

・トイレがつまりて、水が溢れ出した。  
・お風呂の排水口がつまった。



### かぎのトラブル 応急サービス

受付可能時間 24時間365日受付

#### 概要

サービスの対象となる居住建物内（専有・占有部分\*）の玄関かぎ紛失時などに、現場へ駆けつけ、一般的な住宅かぎなどの開錠・破錠の応急処置を無料で行います。

\*専有・占有部分には、分譲マンション等の各戸室の玄関ドアを含みます。

\*部品交換が必要な場合の部品代はお客様負担となります。

こんな時に  
お役立ち!

・玄関のかぎを紛失した。  
・玄関のかぎが回らなくなってしまった。

## サービスご利用にあたってのご注意事項

- ・水漏れを止めたり紛失したかぎを開ける作業などの応急処置費用（出張料および作業料）が無料です。
- ただし、本修理や交換部品代など応急処置を超える修理費用はお客様負担（有料）となります。
- ・サービスの対象は、本保証の対象となる建物のうち、加入者様の専有・占有する居住部分にかぎります。
- ・屋外やベランダの水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れはサービスの対象外となります。
- ・トラブルの原因が、地震・噴火またはこれらによる津波、風災や水災などその他の自然災害、戦争、暴動および故意による場合は、サービスの対象外となります。
- ・トラブルの原因が、給排水管の凍結による場合は、サービスの対象外となります。
- ・住宅建物内のかぎ（住宅用金庫のかぎなど）の開錠は、サービスの対象外となります。

# カキプロ住宅設備機器保証サービス規程

カキプロ住宅設備機器保証サービス（以下「本保証」といいます。）は、SOMPO ワンティ株式会社（以下「SWT」といいます。）および「カキプロ住宅設備機器保証システム サービス保証書」（以下「保証書」といいます。）記載の販売会社（以下「販売会社」といいます。SWT と併せて「サービス提供者」といいます。）が共同で運営・提供する延長保証サービスです。

サービス提供者は、販売会社から新築の戸建住宅を購入し、かつ本保証にお申し込みいただいたお客様（保証料の支払が完了していることを条件とします。以下同じ。）に対して、保証書を発行または画面により発行します。保証書が発行され、お客様がこれを受領した時点で、本保証の加入手続きが完了し、お客様とサービス提供者の間で、「カキプロ住宅設備機器保証サービス規程」（以下「本規程」といいます。）の内容に基づく契約が成立するものとします。サービス提供者は、本製品（本製品に定義します。）について、本規程に定めるところに従い、無償修理（以下「保証修理」といいます。）を提供します。なお、お客様は、本規程にお申込みいただいた時点で、本規程に同意いただいたものとみなします。

## 第1条 本規程

本保証は、お客様が販売会社から購入した新築の戸建住宅（保証書に記載された物件に限ります。）に購入当時から設置されていた住宅設備機器のうち、以下のURLに掲載されているメーカー（または当該メーカーと同様の対応ができるメーカーにSWTが認めたメーカー）が製造したもの（以下「本製品」といいます。）を対象とします。ただし、当該メーカーが異用と定めた製品は、本製品から除外のものとします。

[http://www.sompo-swt.com/pw\\_annal\\_iweb/maker\\_url\\_yjusetsu.html](http://www.sompo-swt.com/pw_annal_iweb/maker_url_yjusetsu.html)

## 第2条 本保証の範囲等

1. 本保証は、本製品の取扱説明書や注釈文に従って正常に使用したにあかわらず、本製品に生じた故障であり、かつ本製品の製造メーカー（以下「メーカー」といいます。）の規定に定められており保証対象となる故障（以下「メーカー自然故障」といいます。）が対象となります。

2. 第12条に定める保証の適用除外事項に該当する場合には、メーカー自然故障であっても、本保証の対象外とします。

3. サービス提供者は、修理委託先（サービス提供者を含み、製品ごとにサービス提供者がその品質で選定するものとします。以下同じ。）によるメーカー自然故障修理の修理および第11条の規定に基づき本保証の提供可否を判断するものとし、特段の記載のない限り、次条以降において「自然故障」とは本保証が対象される場合を指すものとします。

## 第3条 本保証期間

1. 本保証が効力を有する期間は、本製品のメーカー保証期間終了日の翌日から始まり、保証書に記載された保証終了日に終了します（以下この期間を「本保証期間」といいます。）。

2. 本保証期間内において本製品にかかる修理回数に制限はないものとします。第6条第(2)号または第(3)号により本保証が終了する場合を除き、メーカー保証期間内に初期不良によりメーカーまたは販売会社より交換品（新品のものとします。以下同じ。）が提供されたこと、その他理由の如何を問わず、保証書に記載された保証終了日は再び更新されるものとします。

## 第4条 保証内容

1. 本保証範囲内に本製品に自然故障が発生した場合、サービス提供者は通常して、保証書に記載された保証上限金額の範囲内で自然故障にかかる保証修理を行います。なお、保証上限金額は消費税込の金額となります。

2. 本製品が、メーカーが規定する出張修理対象製品（以下「出張修理対象製品」といいます。）である場合に限り、出張修理での保証修理を行います。この場合の出張料は本保証に含まれます。

3. 出張修理対象製品以外の場合には、サービス提供者が指定する拠点まで、お客様より本製品を送付いただいた上で保証修理を行います。この場合の、サービス提供者が指定する拠点までの往路または復路（いずれか片道のみ）の送料は、本保証に含まれます。

4. 本保証の保証修理に伴って交換される故障部品（交換部品、劣化部品等）の所有権は、全ていすれかのサービス提供者に帰属するものとし、お客様に返却する義務を負わないものとします。

## 第5条 保証上限金額を超過する場合の取扱い

1. 本保証の修理対象となる場合が、保証書に記載された保証上限金額を超過する場合には、代替品（新品のものとします。以下同じ。）を提供することで保証修理に代えさせていただきます。なお、サービス提供者は、お客様のご希望により、保証上限金額の超過分（本製品の修理代から保証上限金額を控除した差額）をご負担いただくことで修理を行うこともできるものとします。

2. 代替品を提供する場合、原則として本製品と同一部品の製品の提供を行います。ただし、同一部品の製品が保証上限金額の範囲内で購入困難な場合や、製品中止等の理由により同一部品の製品が入手が困難な場合は、保証上限金額の範囲内でメーカーと交渉する同等機種をもって代替品とします。また、代替品の提供にあたって、お客様はサービス提供者に対して機種、型番等の指定を行うことはできません。

3. 出張修理対象製品について代替品が提供された場合、保証修理をご依頼された本製品（以下「修理依頼品」といいます。）の所有権はお客様に帰属するものとします。一方で、出張修理対象製品を手に持つ場合は、サービス提供者が修理依頼品を回収し代替品が提供された場合には、当該修理依頼品の所有権は代替品の提供と引換にサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、その後、当該修理依頼品をお客さまに返却する義務を一切負わず、これを任意で処分することができるものとします。

4. 本条に基づいて代替品の提供または本製品の修理により本保証は終了し、サービス提供者が提供した代替品には新たな本保証は附帯されません。

## 第6条 保証の終了

以下各号に該当する場合には、本保証は終了となります。

(1) 本保証期間が終了した場合。

(2) 第5条に定めるところに従い保証上限金額を超過する対応を行った場合。

(3) メーカーの倒産、事業廃業、修理部品の供給停止、その他のメーカーがその責任により本製品の修理を行うことができず（事業承継等により、メーカーと同様、同条件で修理を行う者が存在する場合を除きます。）、サービス提供者が代替品を提供した場合（代替品の提供については第4条第2項から第4項までの定めを準用します。）。

## 第7条 お客様のご負担となる主な費用

本保証の範囲は、自然故障の修理および代替品の提供であることから、以下各号に定める費用は本保証には含まれず、専らお客様のご負担によるものとします（なお、本保証の範囲外の費用を、以下各号に規定するものではありません。）。

(1) 本製品が出張修理対象製品の場合における、基本工事費（代替品を提供する販売店およびサービス提供者が標準の工事と定める内容）以外にかかる費用（クレーン等での他の特殊工事費などおよび区分にかかる費用を含みます。）。

(2) 本製品が出張修理対象製品であり、かつ、メーカーの定める離島および遠隔地の場合における、保証修理に要する交通費、宿泊費、送料（往復料）等。

(3) 本製品が出張修理対象製品以外の場合において、お客様のご都合により、出張または引取を希望されたときにかかる費用（出張修理費用、引取費用、梱包費用等）。

(4) 本製品が出張修理対象製品以外の場合における、本製品の運賃費用（梱包費用等を含みます。）および往路または復路（いずれか片道のみ）の送料。

(5) 本製品が出張修理対象製品以外の場合において、お客様が運び出した本製品一式（本製品および本製品の標準付属品を合わせたものをいいます。以下同じ。）に不足があることによって別途料金が必要となるときにおける費用。

(6) 本保証利用時にお客様からのご連絡に必要となる通信費用その他の費用。

(7) 保証修理を行った際、お客様が工具や備品を必要とする場合の当該代用料金のレンタル費用（サービス提供者は、代用品の手配・提供等は一切行いません。）。

(8) 第4条第1項に定めるところにより、お客様が修理を希望する部品の上部に、サービス提供者へ墨跡部分をお拭いていただくための墨跡手数料等。

(9) お客様のご都合により保証修理をキャンセルされる場合（第11条に定める保証の適用除外事項に該当したことからキャンセル扱いとなる場合を含みます。以下同じ。）における後路費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。

(10) 第11条に定める保証の適用除外事項に該当する場合の一切の費用。

## 第8条 保証修理の依頼方法（留意事項）

本保証期間内に本製品に自然故障が発生した場合には、お客様は、延長保証お客様窓口（下記記載）に連絡して保証修理をご依頼ください。お問い合わせ時に、延長保証お客様窓口より保証修理手順の手順をご説明しますので、説明手順に従ってください。なお、メーカー保証期間内の故障にに関しては、メーカーのサポートセンターに修理をご依頼ください。

カキプロ住宅設備機器保証サービスお客様窓口 TEL : 0800-080-3618 フリーコール 受付時間：24 時間（365 日） E-Mail : info@ctc.sompo-swt.com

(1) お客様から保証修理のご依頼をいただいた際、延長保証お客様窓口は、お客様の本保証に関する登録情報（保証登録番号、製品情報および個人情報）の確認を行います。お客様より修理依頼がなされた場合は、本保証が適用されませんのでご注意ください。

(2) サービス提供者が修理依頼した場合には、本保証が適用されませんのでご注意ください。

(3) サービス提供者がご要望と判断した場合に本製品にかかる記録装置のデータの消去を行うことについては、お客様には事前にご同意いただいているものとし、何ら異議を述べないものとします。

(4) お客様ご都合により修理依頼をキャンセルされる場合、サービス提供者は本製品をお客さまに返送するものとし、本製品の差分のご依頼は承りません。

(5) お客様ご都合により、修理受付日から1ヶ月経過しても修理の着手ができない場合には、修理受付を無効とします。

(6) 修理委託先の診断により、本製品に構成部品があると判定された場合、一部の故障箇所のみの修理を行うことはできません。また、修理委託先の診断により、複数の故障箇所のうち、保証対象外となる故障があると判定された場合には、お客様にあらかじめご同意いただき上で当該故障箇所の修理費用をご負担いただることにより、全ての故障箇所を修理して返却するものとします。

(7) お客様よりサービス提供者がご要望と判断した場合に本製品にかかる記録装置のデータの消去を行うことについては、サービス提供者は何ら責任を負いません。発送方法や梱包についてご注意ください。

(8) お客様ご都合により保証修理をキャンセルされる場合、サービス提供者は本製品をお客さまに返送するものとし、本製品の差分のご依頼は承りません。

第9条 登録情報とその変更

以下各号に該当する場合には、登録情報の変更が必要になりますので、お客様は速やかに延長保証お客様窓口までご通知ください。ご通知いただけなかった場合には、本保証が適用されない場合があります。登録情報は保証書に記載されており、前条の依頼をされる際に必要となりますので、保証書の依頼管理には十分にご注意ください。なお、登録情報のうちお客様情報の変更是、保証書に記載されたお客様からご通知いただいた場合に限り承ります。

(1) 延長期間中に、お客様名や連絡先電話番号、住所等の変更がある場合。

(2) メーカー保証期間内にメーカーまたは販売会社より交換品の提供者が行われ、製品情報または製造番号に変更があった場合。

## 第10条 個人情報の使用

1. サービス提供者は、お客様よりご提供いただいた保証項目、個人情報等を以下の目的のため保管、使用、処理します。

(1) 本保証の提供。

(2) サービス提供者が取り扱う商品および各種サービスの提案をもしくは提供、代理、媒介、取次または管理。

(3) サービス提供者のグループ会社または提携先企業等が取り扱う商品・サービス等の案内、提供または管理。

(4) アンケートの実施や市場調査、データの分析の実施等ならびにそれによる商品・サービスの開発・研究。

2. サービス提供者は、以下各号いずれかに該当する場合、サービス提供者の責任において、グループ会社および提携先企業等へお客様の個人情報を提供します。

(1) 保証修理および代替品の提供に際して個人情報の取得が必要となる場合。

(2) 本保証の履行に伴うリスクを対象とする損害保険会社（以下「本保険会社」といいます。）との間の保険契約の締結、保険金の請求その他の保険契約に関する手続きのために個人情報の提供が必要となる場合。

(3) 本保証およびサービス提供者のその他のサービスの品質向上を目的として、お客様に電子メール、郵便物等によるアンケート調査をする場合。

(4) サービス提供者のサービス案内およびキャンペンバーグの実施をする場合。

(5) 本保証の品質向上を目的として、お客様における本保証の利用に関する情報を収集し分析する場合。

(6) 個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合。

## 第11条 開設情報等

本保証に関する法律上の請求において、間接損害（事業利益の損失、事業の中止、事業情報の損失等）、特別損害、付随的損害、重大被害、他の機器や部品に対するダメージの発生または損害、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（身体障害に起因する死亡および致死）等、ならびに他の財物に生じた損害に際して、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。ただし、サービス提供者の故意または重大過失によるものについては、この限りではありません。

## 第12条 本保証の保証の適用除外項目

以下各号いずれかに該当する場合には、本保証は適用されないものとします。

(1) 本製品の仕様、構造上の欠陥または本來的性質に基づく限制、不具合、不利益等。

(2) 本製品の機能に影響を及ぼす範囲の使用耗耗や経年劣化等の経年劣化に相当するもの（外殻、漆、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下、鋼、鋼、アルミニウム等）。

(3) 本製品の付属品（お客様が別途購入したオプション品を含みます。）、アクセサリーまたは周辺機器等の本製品以外の製品の故障および損害。

(4) 本製品の増設部またはソフトウェアの正常性に起因する故障、不具合および損害。

(5) 本製品を構成する部品で、当該部品が無ければ本来の仕様を満たさなくなるものが、修理委託先の確定時点で欠落している場合（本製品の欠陥により欠落し、お客様の過失なく削除した場合を除きます。）。

(6) 本製品に取り付け可能な部品、製品の故障および損害、本製品に取り付け可能な部品、装置に起因する故障および損害。

(7) 本製品購入後の取り付け部品の移設、輸送途の落下、振動および衝撃等、取り付けが不適当なために起きた故障および損害。

(8) 取扱説明書や取扱書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用（管理の不備、改造行為、増設、電池充電等）等、取り扱いが不適当であることに起因する故障および損害。

(9) 消耗品（乾電池、バッテリー、フィルター、パッキン、ガスケット等）の故障および損害（ただし、メーカー自然故障に起因する消耗品の故障およびメーカー自然故障対象となる消耗品交換を除きます。）。

(10) 破損、破裂、火災、震災、異常電圧、水濡れ、地震、その他の天災地変や、異物の混入（虫や動物糞、埃等）の外部要因由に起因する故障および損害（消費ができないことを起因する部品交換を含みます。）。

(11) 水害、公害、ガス害および異常環境（水質、水压、電圧）等の外部要因由に起因する故障、腐食および損害。

(12) メーカー保証の対象外である加工、改修、修理、設置、工事もしくは構造に起因する故障および損害。

(13) メーカーが定める規定された用法を超える過酷な使用に起因する故障および損害。

(14) メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール品およびリコール部品に起因する本製品の故障および損害。

(15) メーカー指定外の部品の混入が原因で起因する故障および損害。

(16) 通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラムまたはその他のソフトウェアに起因する故障および損害。

(17) 記憶装置を持ち置いたもののデータの復元および手配等。

(18) 修理委託先が保証修理の依頼を受けた本製品の現状、修理を実施した結果、故障の存在を確認できなかった場合。

(19) お客様ご自身で手で行なった修理、保守、点検、換算等の復旧。

(20) お客様ご自身で付与されたラベル、シート、カバー類、差し込み部等の復旧。

(21) 本保証による保証（製品のメーカー保証、部品等のメーカー保証等）および保証の制度により補償を受けるまたは受けた場合。

(22) サービス提供者が依頼せざる依頼を依頼された場合。

(23) 本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。

(24) 本製品と異なる製品の修理を依頼された場合や、シリアル番号や製品の内蔵データ等を確認の結果、本製品と同一であることが確認できない場合。

(25) お客様が本製品を買取せざるを強制する場合。

(26) 国または公認団体の公認力の行使に起因する故障および損害。

(27) 亜硝酸料液または他の酸料液による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障および損害。

(28) 戦争（戦闘の無効を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱その他のこれらに類似の事変に起因する故障および損害。

(29) 本製品の運搬の際にかかる申告内容の眞性について明らかに疑義がある場合。

(30) 本製品が第3者に転売、譲渡された場合。

## 第13条 解約

1. お客様は、サービス提供者に対する書面による通知をもって、本保証を解約することができます。解約の申し出は、お客様が延長保証お客様窓口に登録した上で、所定の手続を従って行なうものとし、サービス提供者は、サービス提供者が別途定める形式により賃貸金をお客さまにお支払いたします。ただし、返戻金のお支払いは、本製品にて修理にかかる費用が発生していない場合に限ります。

2. 前項の規定にかかわらず、本製品の賃貸契約の解除に伴い本保証が解除される場合には、サービス提供者が、保証料の全額返金を行ふものとします。

3. 本保証の範囲外である故障につき、お客様が虚偽の申込または不正な手段（以下「不正行為」と称します。）により保証修理の依頼を行った場合、サービス提供者は、当該不正行為のあった方に限り契約を解約できるものとします。この場合、サービス提供者は、お客様が支払われた保証料を一括返金せしめ、お客様に対し、お客様の不正行為により生じた損害（保証修理を行った場合の保証修理費用相当額を含みます。）の賠償を請求するものとします。

## 第14条 反社会的勢力

1. サービス提供者は、お客様が、以下各号いずれかに該当する場合には、お客様に対する書面による通知をもって、本保証を解消することができます。

(1) 壓力団、暴力団（暴力団でなくなった後から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当するものと認められること。

(2) 反社会的勢力に対して暴力を威迫する場合に、暴力を威迫する等の闘争をもつて認められること。

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

(4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

(5) その他社会的勢力と社会に非難されるべき関係を有していると認められること。

2. 本保証は、前項に基づく解消により本保証に際して無効となるものとします。この場合において、サービス提供者は、風に保証修理を行っていたときは、当該修理費用相当額の返還を請求することができます。

## 第15条 その他の注意事項

1. 故障または損害の認定等についてサービス提供者とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、サービス提供者は、専門家または中立的な第三者の意見を見ることがあります。

2. 故障修理が受けられない場合に、サービス提供者は、当該修理依頼品の取扱いを決定することができ、お客様はかかる決定に異議を述べないものとします。この場合、お客様は、本保証に含まれない一切の費用（有償修理の費用や修理キャンセル料の額に相当する費用等）に加え、保証に裏付けた一切の費用を負担いただくものとします。

## 第16条 保証料の換算及び充當

1. SWTは、保証料を原資として、本保証会社との間でサービス提供者を被保険者とする保証契約（以下「本保証契約」といいます。）を締結し、本保証を適用しています。

2. 本保証は、お客様に對して本規程に従い保証修理を提供し、本保証契約に基づき本保証会社より受領する保証金を当該修理費用にかかる費用等の支出に充てる仕組みとなっています。そのため、故障の発生状況によりお客様に對しても本保証会社の調整が行われる場合があります。

## 第17条 本規程の変更

1. サービス提供者は、本規程の目的に反しない限度で、法令に従って本規程を変更することができます。

2. 前項に基づき本規程を変更する場合には、サービス提供者のホームページへの掲載その他の適切な方法により、変更内容及び変更時刻を事前にお客様に周知することとします。

## 第18条 合意管轄

本規程に間違して生じたサービス提供者とお客様の間の一切の紛争については、東京地方裁判所に第一審の専属的合意管轄を許します。

カキプロ住宅設備機器保証サービス規程: 9 2019年7月1日より適用

